

監 査 報 告 書

令和6年5月29日

学校法人國學院大學栃木学園
理 事 会 御中
評議員会 御中

学校法人國學院大學栃木学園

監 事

後藤 利 夫



監 事

小 藤 清



私たちは、私立学校法第37条第3項4号の規定に基づく監査報告を行うため、学校法人國學院大學栃木学園の令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）における業務の執行、財産の状況並びに理事の業務執行について監査を行いました。

1 監査方法の概要

監事は開催される理事会、評議員会に毎回出席いたしました。

監査の実施にあたっては会計監査人である赤羽治彦公認会計士から報告および重要事項について説明を受けて意見交換をいたしました。

さらに業務監査、理事の業務執行監査、財産監査を実施し、決裁書類の提出、会計関係書類の提出を受けてこれを閲覧し、また担当部署にヒアリングを実施するなど監査を実施いたしました。

2 監査の結果

- (1) 法人の業務に関して法令及び寄附行為に違反する重大な事柄はなく適正妥当である。
- (2) 財産に関して財務書類等は当該年度末における法人の財産の状況を適正に表示している。
- (3) 理事の業務の執行の状況は、適正妥当であることを認めた。

以 上